

委 託 契 約 書

チャレンジいばらき県民運動（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和8年度社会活動活性化促進事業の委託に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託事業名 令和8年度社会活動活性化促進事業
- （2）実施期間 委託契約締結の日から令和9年1月29日までとする。

（委託事業の実施）

第2条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、別添令和8年度社会活動活性化促進事業業務委託仕様書に従って行わなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（実施計画書等）

第3条 乙は、委託事業に関する実施計画書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

2 乙は、委託事業に関する実施計画書を変更しようとするときは、その変更に係る部分を速やかに甲に提出するものとする。

3 甲は、前2項の規定により提出された実施計画書に不適当な部分があると認めるときは、当該部分の変更又は修正を乙に指示することができる。

（委託料の限度額）

第4条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）を、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第5条 甲は、委託事業が終了しその額が確定した後に、委託料を支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（実績報告等）

第7条 乙は、委託事業を終了したときは、委託事業の成果品及び実績報告書（様式第3号）を委託事業終了の日から起算して30日以内又は令和8年1月29日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

（委託料の確定）

第8条 甲は、前条の規定により、乙から成果品及び実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると

認めるときは、委託料の額を確定し、乙に対し通知するものとする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が第7条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、甲の検査に合格した実績報告書(成果品)であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があった場合には、検査後1年間はこれを完全なものと引き換え、又は補償をしなければならない。

(委託業務の遂行が困難な場合の措置)

第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第5条第1項及び第7条から第9条までの規定に準じて精算するものとする。

(著作権等)

第12条 この契約により作成された成果品に関する一切の著作権は、甲に帰属するものとする。

(物品の管理等)

第13条 乙は、委託料により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 委託事業終了後、前項に規定する物品のうち、返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、この契約の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第7条第2項及び第8条の規定に準じ、これの遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第16条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかななければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(契約の解除等)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 甲は、乙が茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会

的に非難されるべき関係を有するものであることが判明したときは、この契約を解除することができる。

3 第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

4 第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、委託料の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第19条 この契約に定めるもののほか、委託事業の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市三の丸1-5-38
チャレンジいばらき県民運動
理事長 幡谷 定俊

乙

(別記)

特約事項

1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報を取り扱う従業者の明確化及び監督

乙は、個人情報を取り扱う従業者を明確化するとともに、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、適切に監督すること。

3 従業者に対する教育

乙は、個人情報を取り扱う従業者に個人情報の保護に関する教育を行うこと。

4 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

5 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

6 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

7 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

8 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

9 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

10 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された資料等のうち甲の指定するものは、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

チャレンジいばらき県民運動理事長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

印

令和8年度社会活動活性化促進事業概算払請求書

このことについて、令和8年度社会活動活性化促進事業業務委託契約書第5条第3項の規定に基づき概算払を下記のとおり請求します。

記

1 概算払を要する理由

2 契 約 額 円

3 概算払請求額 円

4 残 額 円

5 振 込 口 座

金融機関名	銀行		支店
預金の種類	1 普通	2 当座	3 その他
	()		
口座番号			
フリガナ 口座名義			

令和 年 月 日

チャレンジいばらき県民運動理事長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

印

令和8年度社会活動活性化促進事業実績報告書

令和 年 月 日付けで受託した標記事業が完了しましたので、令和8年度社会活動活性化促進事業業務委託契約書第7条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 精算書

区 分	金 額
契約額（a）	円
概算払受領済額（b）	円
年間所要額（c）	円
過不足額（c - b）	円
残額（c - a）	円

2 収支計算書

別紙（1）のとおり

3 事業完了報告書（様式任意）

4 成果品

別添のとおり

(別紙1)

収 支 決 算 書

1 社会活動デビューセミナー

経費区分	予算額(a) (円)	決算額(b) (円)	差引(b-a) (円)	決算額積算内訳
小計(1)				

2 いばらきチャレンジアワード

経費区分	予算額(a) (円)	決算額(b) (円)	差引(b-a) (円)	決算額積算内訳
小計(2)				

3 合計額 (1) + (2)

予算額(a) (円)	決算額(b) (円)	差引(b-a) (円)